



共同実施だより

令和3年1月00日 発行
米沢市小中学校事務部会共同実施検討委員会

*** 統括グループ長あいさつ 米沢市立東部小学校 鈴木保子 事務主査 ***

米沢市内の小中学校では、米沢市小中学校校長会ははじめ米沢市教育委員会、置賜教育事務所のご支援のもと、今年度より「学校事務の連携・共同実施モデル事業」いわゆる「共同実施」を行っています。グループ内の学校で兼務発令を受け、本務者を中心に公的な仲間と一緒に仕事を進めることになりました。それに伴い、令和2年4月1日より米沢市の管理規則も学校事務は「従事する」から「つかさどる」職に改正されました。

5つのグループはメンバーの年齢構成や地域により、取り組む研究は様々です。専門性を高めると共に“学校で生きる学校事務”となるよう、グループの特徴や個性を生かした「共同実施」にしたいと考えています。

毎月の共同実施は、グループ内の各学校を会場で行わせていただいておりますので、始まったばかりの米沢の「共同実施」の成長を、教職員の皆様にも見守っていただければ幸いです。

*** 共同実施グループ紹介 ***

市内5グループの活動内容についてご紹介します。

(写真は共同実施の様子です。)



東部・七中・万世・上郷・六郷の5校6名で編成されている東部小グループです。毎月の点検業務はもちろんのこと、そこからの学びを大切にしています。学校評価での事務職員からのアプローチにも取り組み、学習環境、職員の働く環境について改善できる取り組みを共有しています。

<東部小グループ長 鈴木>

二中グループは全部の学校が同じ中学校区です。グループの特徴を活かして、事務室から家庭に向けて発出する文書の統一化に取り組んでいます。メンバーはベテランと若手のバランスが良く、どの学校でも正確で質の高い事務を提供できるよう、取り組みを進めていきたいと考えています。

<二中グループ長 黒田>

三中グループは経験年数の少ない方が多いので、まずは相互支援体制をしっかりと構築しながら個々のレベルアップが図れるよう取り組んでいます。最近は経験年数の少ない方からの積極的な発言や質問も多く出されるようになる等、着実な成長を毎月感じているところです。

<三中グループ長 遠藤>

四中グループは北部小・窪田小・広幡小・六中・四中が兼務発令を受け、仕事を進めています。研究業務として、文書管理を通して事務の効率化を目指しています。経験年数は様々なのですが、お互いの支援を通して学ぶことも多く、学校に寄与できるよう取り組みを深めていきます。

<四中グループ長 高橋>

本グループは、興譲小・松川小・関根小・一中・五中の5校で活動しています。毎月、各校の文書を持ち寄り情報交換しながら、所属校の課題解決に向け、業務改善に取り組んでいます。また、研究業務として、児童の転出入に関する校内の事務の流れの図式化（フローチャート図作）を進めています。

<興譲小グループ長 市川>



👁️CHECK! こんな時は事務職員にお知らせください!

今年度も残すところ1か月半となりました。年度末から年度初めにかけて、いろいろな変わり目の時期となります。次のような状況変化がありましたら事務職員までお知らせください。

◎ わたしが… ◎

- ・結婚します
祝金、特別休暇があります。氏名や住所変更の場合は必ずご連絡ください。
- ・アパートを借ります
住居手当の支給にあたり、書類が必要です。



○ 配偶者が… ○

- ・退職します／再任用職員になります
扶養替え、または寒冷地世帯主区分の変更が必要となる場合があります。

☆ 子どもが… ☆

- ・入学します
小学校、中学校、高等学校に入学する場合、祝金があります。
- ・バイトをはじめます
年130万、月108,300円を超える場合、扶養取消となるので要注意!



□ 父母が… □

- ・別居（施設への入所など）します／年金額が増えます（個人年金含む）
扶養にかかる要件を再確認する必要があります。
- ・60歳になります
収入によっては扶養手当の該当となります。



／ 税 についての情報コーナー! ／



今年新築・増改築等された方 必見!!

住宅ローンを利用して新築・増改築した場合、入居した翌年に確定申告をすることで住宅借入金等特別控除（住宅ローン減税）を受けることができます。

【確定申告の期間：R3年2月16日（火）からR3年3月15日（月）※変更の可能性有り。】
いくつか書類の準備が必要ですので、早めの準備をお勧めします。

セルフメディケーション税制 ってなあ～に？

2017年から、医療費控除の特約制度が開始されました。対象の医薬品を12,000円以上購入した場合、確定申告をすることで控除を受けることができます（上限額88,000円）。申告の際には、レシート or 領収書が必要です。従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらか一方しか利用できませんので、有利になる方を選びたいですね。



締め切り間近!“マイナポイント”ってなんだべ？

マイナポイントとは、マイナンバーカードとキャッシュレス決済の普及を目的とした、キャッシュレス還元制度です。キャッシュレスとマイナンバーカードを紐付けすると、利用金額のうち25%分のポイントが還元される仕組みです。最大利用金額は2万円で、5,000円分のポイントが付与されます。

マイナンバーカードをまだ取得していない方はこの機会にいかがでしょうか？

3月31日までとなっておりますので、お早めに!

